

盛土規制法の施行に関する条例等の整備に係る御意見及び回答一覧

①盛土規制法関連

連番	御意見	県回答
1	<p>人の大切な生命・財産を危険にさらすような、違法な盛土や無秩序な工事を防ぐため、悪質業者に抜け道を作らせない法整備については、当然な話であり、支持する。</p> <p>その一方で、できるだけ経済的損失を抑えながら、少しでも良質な宅地分譲地を造成しようと日夜努力している事業者が多くいるのも事実であり、全てを同列に見て過剰な負担をかけるような法整備にならないことを願っている。</p>	<p>条例・規則の案の策定に当たり、国の助言や有識者の意見を踏まえ、災害の防止に係る必要性を考慮した上で、事業者の皆様に対し過剰な負担が生じないようにしております。</p>
2	<p>まじめな事業者が損をするような条例には絶対にしないでほしい。</p>	
3	<p>静岡県は、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域を分けずに、厳しい規制規模の宅地造成等工事規制区域の基準に引き下げている点は大変評価できる。</p> <p>また、現在の静岡県盛土等の規制に関する条例の許可申請基準をさらに一歩進めて厳しい基準にした点も大変評価できる。</p>	<p>規制が緩い部分を作ってしまうと、そこに土砂の搬入、ひいては不適切な盛土が集中してしまうことが危惧されることから、熱海市土石流災害を踏まえ、許可対象規模を引下げします。</p>
4	<p>現行条例では平坦なところの30cm未満の敷き均し行為は許可対象外となっているので、引き続き適用除外とされたい。</p>	<p>盛土規制法施行規則第8条第9号より、「宅地造成又は特定盛土等（盛土規制法施行令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの」は許可不要とされており、本県ではその値を別に定める予定はございません。</p>

連番	御意見	県回答
5	勾配 1/10 以下の「平地盛土」で、谷埋め盛土に該当しない平坦地での盛土については対象外としていただきたい。(ただし、1 m以上の盛土がある場合は除く。)	
6	勾配 1/10 以下の「平地盛土」で、谷埋め盛土に該当しない平坦地での盛土については対象外としていただきたい。(宅地分譲、企業立地に関する盛土は特に対象外にしていただきたい。)	
7	斜面に対する規制は理解できるが平地に対する造成工事や建設工事に準ずる盛土にも投機性がかかることは人手不足の観点からも経済的観点からも現在の情勢にそぐわない。	<p>国の基礎調査実施要領に基づく調査の結果により、県内全域（静岡市及び浜松市を除く）が規制区域として抽出されているため、平地での盛土等も規制の対象となります。</p> <p>その上で、許可不要となる要件は盛土規制法に定められておりますが、平地での盛土等はその中に含まれていないことから、自治体の規定により許可を不要とできるものではございません。</p>
8	原案では、静岡県全体に網をかける方針のようだが、実際のところ急傾斜地や、河川等から離れている安全な区域もあり、盛土によって周囲に崖を生じるような恐れのない計画等については、もう少し実態に基づいた上で、審査・受理通知に時間がかからないように、せめて「届出制度」にするとか、「適用除外規定」や、「緩和規定」を設ける等の配慮をお願いしたい。	
9	<p>開発行為許可を受けている土地については盛土規制法では許可不要とのことだが、各市町の土地利用承認を受けている土地についても同様の扱いでお願いしたい。</p> <p>この場合、届出制度にして必要書類としては、各市町の土地利用承認書写し、開発行為許可書写し、図面関係（位置図・案内図・公図写・土地利用計画図・造成計画平面図・縦横断面図）を添付する。</p>	<p>許可が不要となる要件は盛土規制法に定められておりますが、土地利用承認を受けた工事はその中に含まれていないことから、自治体の規定により許可を不要とできるものではございません。</p> <p>なお、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発許可を取得した工事は、盛土規制法第 15 条第 2 項又は第 34 条第 2 項に基づき許可を取得したものみなされるため、通常どおり許可を取得した案件と同様に扱われ、定期報告や中間検査が必要となるため御注意ください。</p>

連番	御意見	県回答
10	<p>他法令に基づく許可申請があった場合は添付書類の省略が出来るようにされたい。</p>	
11	<p>災害防止のため宅地又は農地等での許可対象規模の引き下げは理解できるが、他法令で許認可等を受け、災害発生防止が高い次元で担保されると認められる場合は、適用除外や手続きの簡略化、迅速化等について検討願う。</p> <p>採石場内での盛土の場合、手続きの簡略化等を検討願う。</p>	<p>盛土規制法第12条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書により、盛土規制法施行令第5条第1項各号及び盛土規制法施行規則第8条各号に掲げる工事については、許可が不要となります。</p> <p>それ以外の法令については、自治体の規定により手続きの簡略化等ができるものではありません。</p>
12	<p>採石法など他法令で既に許認可済みの場合、その一部における盛土について、手続きの簡略化等を検討されたい。</p> <p>また、今後の条例改正に係る検討項目と思われるが、災害防止、環境保全を図りつつ、円滑な経済活動に過剰な支障が生じないように、合理的で柔軟な運用ができるよう配慮願う。</p>	<p>なお、盛土規制法施行令第5条第1項3号に採石法に係る規定がございますので、御参照ください。</p>
13	<p>今回の整備に当たり当然に公共事業も対象となるのか。</p> <p>もしも除外となるのであれば法の下に平等のである事、公人、行政であっても不祥事はなくなる事、土の出し入れを実際にするのは行政ではない事から是非とも対象とするべき。</p>	<p>国・地方公共団体が行う事業であることをもって、規制の対象外となることはございません。</p>
14	<p>耕作地に関する盛土については、規制法の中に耕作地用という許可様式（簡易なもの）を設けてほしい。そうでなければ、申請手続きだけでも数十万円となる。盛土のことだけでなく、耕作地確保の方法も是非考慮して欲しい。</p> <p>報告を義務付け、その後の耕作状況が計画通りでなければ告発できるようにして、真の耕作者のための農地造成ができるようにしてほしい。</p> <p>気のいい農家をだまして、不良残土で埋め立てするような業者は排除して欲しい。</p>	<p>盛土規制法では、都市地域・森林地域・農業地域といった土地の利用区分にかかわらず、盛土等を規制することとされております。</p> <p>なお、国が示す留意事項において、土地利用のために土地の形質を維持する行為である「通常の営農行為」は規制の対象外として挙げられています。（ただし、土地の形質の変更に該当する場合、例えば、ほ場の大区画化・均平、田畑転換や農業用施設用地の整備等は、規制の対象として挙げられています。）</p>

連番	御意見	県回答
15	<p>農地利用目的変更（田から畑に）の造成について、田から畑に利用を変更する場合、巻だし厚 30 c mの転圧をかけることは農作物を耕作することができない。排水能力がない畑になってしまうため、この技術指導は中止して欲しい。</p>	<p>当該基準は盛土規制法施行令第 7 条第 1 項第 1 号イに定められており、自治体の規定により除外できるものではございません。</p> <p>なお、平地（土地の勾配 1/10 以下）において、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせてかさ上げを行い、平坦にするために行う埋戻し行為は、盛土に該当しないため、法規制の対象とはなりません。</p>
16	<p>特定盛土等規制区域は、街中ではないので調整池の設置基準を見直すべきではないか。県盛土条例以前に行った盛土で土砂崩れ等の被害を出しているのは、許可を得ていない、許可通りに施工されていない物ばかりで、まじめに沈砂池等を設置していたものはそれなりに機能していたと思う。伊豆山の災害は事業者による恫喝と出鱈目が引き起こした人災であり、近年の異常降雨による土砂災害は、警戒区域等もともと急こう配の管理されていない山や排水施設のない発電施設が付近にあるものではないか。</p>	<p>調整池の設置にあつては、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められ、かつ放流先の管理者との協議、同意を得た場合に限り設置することを妨げないこととしています。この考えの下、盛土等の区域内のみならず、区域外に被害が出ないよう基準の検討をしています。</p> <p>なお、これは都市計画法の開発行為と同様の考え方になります。</p>
17	<p>宅地開発の場合、防災調整池の設置が必要な開発面積は都市計画法の開発技術基準に整合されたい。</p>	
18	<p>急傾斜に盛土をするときも同じ基準になるのか。</p>	<p>盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度の角度をなし、かつ、当該盛土の高さが 5 m以上となる場合は、盛土の安定性（常時・地震時）など、十分な検討が必要となります。</p>
19	<p>15m 以上も可能だとどのくらいの高さまでも実施可能なのか。</p>	<p>原則として盛土高さが 15m以下としています。15mを超える盛土を計画する場合は、盛土の安定性（常時・地震時）など、十分な検討が必要となります。</p>

連番	御意見	県回答
20	暴力団でも施工が可能なのか。	<p>盛土規制法の許可の取得に当たっては、工事主に信用があるかどうかの審査を行います。</p> <p>その審査のため、暴力団に該当するかどうかを含む申告書の提出を求める方針です。</p>
21	隣の市とまたがって施工するときの注意することはあるのか。	<p>静岡市・浜松市・他県の市町村との境界をまたぐ場合は、個別の事案に応じて判断することとなりますが、それぞれの自治体からの許可を要することも考えられます。</p>
22	(地権者等の) 同意はどこまでもらうのか。判子はあるのか。	<p>盛土規制法上、許可の取得に当たっては、当該工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていることが必要となります。</p> <p>押印については、自署されていれば、必ずしも必要となるものではありません。</p>
23	<p>住民への周知は説明会ではなく特に要望が無ければ回覧等の手法にならないか。また、これまで通り事業者主導の説明会でも良いか。</p> <p>富士市では土地利用、開発行為の際、町内会長、隣接所有者住民に一軒ずつ説明している。親切、丁寧だと思うが、そのような手法にはならないか。そうでないと今後、説明会の回数が増える地域住民への負担が増えることにより、組長会議開催日時にするなど制限され町内の会議にも支障をきたす。</p>	<p>盛土規制法施行規則第6条において、住民への周知の方法が定められており、「説明会」、「書面配布」又は「適当な場所への掲示及びインターネットでの閲覧に供すること」とされております。</p> <p>ただし、溪流等における高さが15メートルを超える盛土については、住民説明会の開催が必須となるため御確認ください。</p>
24	定期報告の報告期間について、3ヶ月ごとの表記があるが、これは現行の6ヶ月とされたい。	<p>定期報告の頻度は盛土規制法に定められており、自治体の規定により間隔を延長できるものではございません。</p>

連番	御意見	県回答
25	<p>報告事項に「盛土に用いた土石の性質」とあるが、“土石の性質”の具体的内容が不明確である。土石の粘度、品質等と思われるが、提示された案だけでは意見を出すには至らない。</p> <p>なお「土石の性質」は土壌汚染など環境保全の関わりが大きい。今後、盛土条例改正の中で検討すべき事項と思われる。</p> <p>改正施行後の運用時には、手続きに柔軟性を持たせるよう配慮されたい。</p>	<p>粒度の良い砂や礫及び細粒分混じり礫、粒度の悪い砂、岩塊、砂質土、硬い粘質土、その他（火山灰質粘性土、特殊土壌など）の区分で報告いただくことを想定しております。</p> <p>この項目は、盛土等の安定性を担保する目的で追加しており、生活環境の保全を目的としたものではありません。</p>
26	<p>山間地や谷などの本当に対策及び規制が必要なところについては、報告回数を増やしたりしてしっかりと監視し、二度と熱海のような事故が起きないことを切に願う。今でも人災だと思っている。</p>	<p>災害の発生を防ぐため、必要に応じて盛土規制法に基づく立入検査や報告の徴取等を行って参ります。</p>
27	<p>現行の静岡県盛土等の規制に関する条例における申請書類提出先は、主に各土木事務所の維持管理課であるため、今回の申請も同じと考えられる。</p> <p>技術政策課や工事検査課などの建設発生土の抑制や運搬に係る事項や施工の技術的な事項等についても検討する必要があることから、維持管理課が申請窓口であっても、本庁の盛土対策課や各土木事務所の工事課や企画検査課との連携で進めていくべきではないかと考える。</p>	<p>新しい規制での事務処理体制については、現在検討中ですが、関係部署間で連携を図って参ります。</p>
28	<p>申請はどこに行うのか。近くの土木事務所や市役所でも可能か。</p>	

連番	御意見	県回答
29	<p>審査は全て県庁において行うのか。相当量の件数になると思われるが長くても1ヶ月程度で許可をいただきたい。不動産は生もので常に条件が変動している。金利だけではなく、工事の材料も日々変動している。見積もりしても3ヶ月、6ヶ月後には意味がなくなっているのが現状であることを痛感していただきたい。</p> <p>また、宅造に絡む農地法等は1～2週間程度で受理されているが本法、条例が足かせになり受理、許可をいただけないようでは、所有権移転等が滞り契約の時期、決済の時期等に支障をきたすので、各法令とのバランスも考えていただきたい。実際にこれまで、土採取、開発、農地法等許可にならず、関わった全ての者から非難を受け、防波堤となって苦勞した。</p>	<p>新しい規制での事務処理体制については、現在検討中ですが、迅速に審査を行うことができるよう、分かりやすい手引きを作成し、申請者の負担軽減に努めて参ります。</p>
30	<p>各市町に権限移譲をすべき。地元のことは地元の者の方が良くわかっており、合理的、効率的にも無駄がないと思う。</p> <p>これまでのように面積で振り分けでも良いと思う。環境に関する事項だけは県に任せるなど、手戻りが無いように効率をお考えいただきたい。</p>	<p>各市町への権限移譲については、市町の意向を踏まえて、現時点では予定しておりません。</p>
31	<p>細目的事項の規定について、県当局の具体的案が不明で、意見に係る検討ができない。</p>	<p>細目的事項として、国が定めていない様式等の必要事項を規定していきます。</p>

連番	御意見	県回答
32	<p>土砂の運搬をする一人一人の運転手に関しても規制をかけるべきと考える。役所が休日の際や夜間に土砂の運搬をするもの等が未だにいる。休日や夜間にもパトロールをして現場での規制強化をするべき。常時パトロールが一番の抑止力となると思う。盛土110通報より確実だと思う。</p> <p>県職員、市職員で足りなければ行政書士会や宅建協会にボランティアの呼びかけはどうか、官民一体で解決すべきことだと思う。</p>	<p>現在、職員による常時のパトロールのみならず、盛り土110番への通報や衛星画像を活用した監視等を強化しております。</p> <p>引き続き、監視の強化を図るとともに、県民の皆様にも監視の目を向けていただけるよう、お願いして参ります。</p>
33	<p>工事を廃止または休止する場合について、承認申請書の提出や県の審査・承認を受けるプロセスが図で提示されているが、条例の文案や承認申請書等の様式が不明。</p> <p>今後、条例改正手続きにおいて示されるのであろうが、現時点では意見をするための十分な情報が得られていない。</p>	<p>パブリックコメントの時点では、条例や規則の骨子がまとまったことから、その骨子をまとめた資料を公表し、それに対する御意見を募集したところです。</p>

②規制区域の指定

連番	御意見	県回答
1	<p>法律は、すでにあるので、速やかに対象エリアを指定し、県民を安心させてほしい。</p>	<p>規制区域の指定により新しい規制が開始されるため、その周知期間を十分に確保出来るよう、令和7年5月26日付けの指定を予定しております。それまでの間は、「静岡県盛土等の規制に関する条例」に基づき、盛土等を規制して参ります。</p>
2	<p>市町別の案に対する市町の受け止め方を明記してほしい。自分の住む市町が指定案に賛成しているとか、反対しているとか、同意しているとか、指定案を承知しているとかの情報は、必要。</p>	<p>各市町に対し、規制区域の案を提示した上で、意見照会を行った結果、規制区域に係る反対意見はなかったことから、同意を得られたものと考えております。</p> <p>また、国の基礎調査実施要領によると、市町への意見照会の目的は、規制区域として指定すべき土地の地形・地質の状況や、盛土等に伴う災害の発生状況等について市町が情報を有していることが多いと想定されることや、指定の相当性等について知事の判断を補完するためであることから、市町の意見を踏まえた上で、指定に係る判断は知事が行うこととなります。</p>
3	<p>御殿場市の宅地造成等規制区域にあつては、箱根山系は特定盛土等規制区域が望ましいと思われる。</p>	<p>国の基礎調査実施要領に基づく調査の結果により、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域として抽出されました。</p> <p>なお、旧宅地造成等規制法における宅地造成工事規制区域は、盛土規制法における宅地造成等工事規制区域として抽出されております。</p>

連番	御意見	県回答
4	<p>「静岡県規制区域の案」の図では、小山町や裾野市の東側、愛鷹山麓と沼津市や伊豆の国市の南部、伊豆半島南部の各市町、旧芝川町や旧富士川町など各地で、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の境界が葉脈状に非常に細かく設定されている箇所があるが、細かすぎてわかりにくく、規制区域の設定としては非現実的ではないか。その上、メッシュで区域が分けられている（図を拡大すると長方形の集まりになっている）ので、1つの工事で両区域にまたがるのが多数発生する可能性もあり、実際に許可申請をする際には、許可基準を満たしているかなどの本質的などころではなく、申請箇所が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域のどちらに該当するのか（法第3・4章と第5・6章のどちらが適用されるのか）といった入口のところで揉めるなど、混乱することが予想される。</p> <p>県全域が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域のどちらかに必ず含まれ、しかも「特定盛土等規制区域の許可の対象となる盛土等の規模を、宅地造成等工事規制区域と同一の規模まで引下げ」るとのことですが、それならばこんなに細かな境界を設定をする必要はなく、熱海市、伊東市、伊豆市のように全域を宅造区域にするとか、例えば字界や道路・河川などを区域境にするとか、都市計画区域の内外のように既存の区域境を利用するとか、区域の境をわかりやすくした方がよいのではないか。</p> <p>今からそのように見直すことが現実的に難しいとしても、少なくとも、葉脈状に非常に細かく設定されている箇所については宅地造成等工事規制区域が全て含まれるように包絡線を引いて、そこから内側は宅地造成等工事規制区域に変更するだけでも、かなり改善される気がする。</p>	<p>国の基礎調査実施要領に基づく調査の結果により、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域が区分して抽出されました。葉脈状の細かい設定については、災害事象に応じた区域の設定をしていることによります。</p> <p>また、以下の点を踏まえ、本県ではメッシュ座標による指定を行う方針です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①メッシュ座標による指定では、GIS（地理情報システム）を用いることで、メッシュごとの座標データ値により、区域界を明確に確認できること ②メッシュ座標による指定では、現地の環境変化に左右されないこと ③座標値による境界設定は、国の基礎調査実施要領で示された手法であること

連番	御意見	県回答
5	区域の境はどのように判別するのか。	GIS（地理情報システム）を用いることで、メッシュごとの座標データ値により、規制区域の詳細な範囲や区域堺を明確に確認できるように公表する予定です。
6	<p>宅地造成等工事規制区域の許可対象面積を500㎡とすることにつき、県下一律とすることは、これまで宅造法の規制があった地域となかった地域で分けていた合理性がなくなることになるのではないかと懸念されています。富士山麓と熱海や伊豆地域では地形が全く違うように各市町の中でも地形は大きく違うので、きめ細かい分類が必要ではないかと懸念されています。</p> <p>また、500㎡とすることにより1,000㎡未満の分譲地では申請、工事、土壌調査等で費用が嵩み、そのしわ寄せは素地の地主に行き不動産の価値が下がってしまうことになる。</p> <p>現状のエンドユーザーが取得する土地価格は、ほぼ代えられないので、仕入れ値を安くするしかない。せめて、工事の概要届け出、定期報告程度が限度ではないかと懸念されています。</p>	国の基礎調査実施要領に基づく調査の結果により、県内全域（静岡市及び浜松市を除く）が、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域として抽出されております。
7	各市町の規制区域につき、全区域としないこと。 規制区域につき、宅地、雑種地等、山林以外の区域を指定しないこと。	<p>国の基礎調査実施要領に基づく調査の結果により、県内全域（静岡市及び浜松市を除く）が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域として抽出されております。</p> <p>また、盛土規制法では隙間のない規制を目指しており、土地の用途にかかわらず、規制をすることとされております。</p>

③その他、盛土規制法関連以外のもの

連番	御意見	県回答
1	<p>盛土規制法と静岡県独自の盛土規制に関する条例との関連については、県議会からの提案も提出される時期。条例改正と盛土規制法の施行に関する関係性を県民にしっかりと説明するべき。</p>	<p>「静岡県盛土等の規制に関する条例」と盛土規制法の関係については、県民の皆様にご理解いただけるよう、パンフレットや事業者向けの説明会の開催等、周知に取り組んで参ります。</p>
2	<p>盛土規正法の施行について、行政書士会をはじめ他の団体にも説明会を開催してほしい。</p>	
3	<p>説明会は、実施するのか。</p>	
4	<p>農地利用目的変更（田から畑に）の造成について、転用計画のとおり現状になっていないとの以前、説明があったが、農地法違反なので県農地利用課・市町農業委員会・農政課・農林課等の担当部局で指導を行うようお願いしたい。</p>	<p>盛土に関する県担当部署や市町と、今後適切に連携して参ります。</p>
5	<p>熱海市の盛土現場の件、マスコミに静岡県が何度も抗議しているが、マスコミには一定の報道の自由が担保されており、静岡県がホームページにて、報道に抗議するのは、違和感がある。</p> <p>マスコミと静岡県、どちらが正しいというよりは、この報道に過剰反応している静岡県には、違和感がある。報道に抗議したいなら、マスコミに直接言えばいい。しかも、熱海の件は、裁判中。裁判中に県民に対して、静岡県の主張を展開するのは、筋が違う。まずは、裁判を真摯に対応し、静岡県には、法的責任がないことは、判断してもらうのが先。</p> <p>静岡県は、事件の当事者扱いをされていて、疑われてる立場、特定のマスコミと報道で見解の相違を主張できる立場にない。仮に県民に対して、しっかりと説明したいならば、マスコミに抗議ではなく、県民に対して説明会を開催するほうがよい。</p>	<p>今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

連番	御意見	県回答
6	盛土用の搬入土の環境基準の確認については、ダイオキシン・ジオキサン・鉛・フッ素・六価クロムの有無について調査をするよう指定していただきたい。	<p>盛土規制法が災害防止のため必要な規制を行うものであることから、災害防止に係る規制は盛土規制法により行い、生活環境の保全に係る規制は盛土条例により行って参ります。</p> <p>盛土条例については、県議会特別委員会の提言を踏まえ、必要な規制を維持しつつ、合理化を図る方向で見直しを行って参ります。</p>
7	盛土規制法に準じて、切土2m・盛土1mの造成工事を対象としていただきたい。	
8	<p>定期報告について環境に関することであるため、反対はするつもりはないが規模により分けるべきではないか。また、足かせとなるダイオキシン類は除外しても良いのではないか。</p> <p>これまでの経験上、宅造に関し安全ではない土砂を搬入した現場を見たこともなく、不動産業者としては次がなくなるようなことはしない。土対法との整合性も加味していただきたい。</p>	
9	地歴による確認は残していただきたい。	
10	<p>県盛土規制条例においては、盛土規制法の運用開始（令和7年5月開始予定）後も生活環境の保全の規制は維持され、土壌分析調査（環境基準29項目の調査）が求められると聞いておりますが、土地開発に関わる不動産業界からは、条例に基づく手続きが煩雑で要する時間と費用負担が大きいと多くの業者より不満の声が挙がっている。</p> <p>今後（盛土規制法運用開始後）の県盛土規制条例の在り方については、環境の保全と円滑な経済活動を両立させるためにも、上記調査を含む各種手続きの簡略化を実現していただきたい。</p> <p>さらには、優良事業者（不動産業者等）の負担を軽減するよう、土地利用を目的とした「開発型盛り土」と土砂の処分を目的とする「処分型盛り土」を分けて規制し、優良事業者が造成する開発型盛り土を条例の適用除外にしていきたい。</p>	

連番	御意見	県回答
11	環境基準の調査はやめてほしい。調査費用がすごくかかることを理解していただきたい。	(前ページのとおり)
12	土壌の検査はどうなるのか。	
13	環境調査を実施するのであれば、環境調査をできる会社を増やしてほしい。 県内でほぼ1社が独占し、調査報告書ができるのも非常に遅いです。3か月ごとの報告が6か月後ということも現在も起きているのではないかと。	
14	盛土条例についてホームページでは、「静岡県盛土等の規制に関する条例」については、現在見直しに向けた検討を進めており、その検討結果は改めて公表します。」と書いてある。この見直しも提示しないまま、規制法のパブリックコメントの応募期限がくることにも、納得いかない。すでに決まっていると思うので、早急に見直しの検討結果を明示してほしい。	
15	環境調査範囲の指定について、ダイオキシンの調査は費用負担が大きく、事業の妨げとなっていることから、面積等の適用下限面積を定める等、調査を省略できる要件の創設をしてほしい。	
16	進捗状況の報告について、進捗報告が6ヶ月毎から3ヶ月毎となるが、環境調査については、現在の静岡県の制定している盛土条例を維持すること。	